B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意 見	等	理	由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
В-3	総務省	_			著作権などの知的財産の権利の 売業」には分類されないと大分類 が、その場合どの分類となるのかさ たい。	の総説から判断できます	現行日標では不明確なため。		第7回	総務省	現行通りとする。 なお、主に知的財産権の取引(知的財産権その他の権利の売買等の仲介や取得及び販売 (転売))を行う事業所は「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類される。	知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA (EU の生産物分類)及びCPC (国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることとするため。
В-7	総務省	_	-	-	総務省HPに掲載されている「日本よくあるお問合せについて」の内名へ反映していただきたい。 https://www.soumu.go.jp/main_co	□ 標準産業分類に関する 容を日本標準産業分類 □ ontent/000317696.pdf □ ontent/000317696.pdf	次については例示を追加いただきたい6921貸家業「介護サービス付マンショするもの)」8549その他の老人福祉・介護事業「介護業(介護サービスを主とするもの)」0999他に分類されない食料品製造業0841機械器具設置工事業「ソーラークム)設置工事業」5931電気機械器具小売業「ソーラークム)小売業」191自転車・同部分品製造業「車いる199他に分類されない輸送用機械器(電動式のもの)」	ン賃貸業(家賃収入を主と	第7回 第8回 第4回 6回	6921、0841: 国土交通省 8549:厚生労 働省 上記以外:経 済産業省	産業分類に関するよくあるお問合せについて」の内容を、以下のとおり「サービス付き高齢者向け住宅」の記載に修正する。 Q:「サービス付き高齢者向け住宅」はどこに分類されますか? A:高齢者の居住の安定確保に関する法律において提供が義務づけられている状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供している場合 →「6921貸家業」状況把握サービス及び生活相談サービスの他に、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出の要件である「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合→「8546有料老人ホーム」 ・0841、5931について例示の追加はしない。また、右記理由のとおり工事の種類により分類が異なることや、販売経路の多様化、さらに問	設置工事業」に該当する場合だけでなく、「電気工事業」や「屋根工事業」にも該当する場合があるため、例示の追加は行わないこととしたい。 ・5931について 太陽光発電システムは、2012年7月に開始した「再生可能エネルギー
В-87	総務省	L学術研究、専門・ 技術サービス		念説	「開発」の定義を明確にされたい 総説の「開発研究」には、製造業 開発(新製品の開発、既存製品の れるのかご教示いただきたい。 含まれるのであれば記述いただ	巻を営む企業が行う製品 の強化,改良など)も含ま	事業所名に研究所という表記がなく 開発を行っている事業所の考え方を: 「研究所」、「製造業」、「管理, 補助に類が適当か。 他にも、飲食サービス業でメニューのは、どの産業に分類されるのか、考え	お示しいただきたい。 的経済活動」のうちどの分 の開発を行っている事業所	第7回	総務省	現行通りとする。	①「開発」の定義について →製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)は、開発と製造両方の側面を有すると思料するため、産業分類については製品開発が行われている場所によってそれぞれ分類される。よって、記載については現行通りとする。 ②事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 →製造を行う事業所の一角に研究拠点がある場合は「大分類Eー製造業」とする。 ③飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか。(以下の分類は、メニュー開発が製品開発に相当する場合。) ・飲食サービス業を営む事業所とは別に独立して、メニュー開発を行う事業所を有する場合、当該事業所は「中分類71ー学術・開発研究機関」の該当する研究開発に分類される。 ・独立した事業所ではなく、管理統括を行う本社などでメニュー開発を行う場合は、該当分類の「主として管理事務を行う本社等」に分類される。 ・独立した事業所ではなく、研究開発以外を主業とする事業所(本社以外)の内部で研究開発を行う場合は、当該事業所の産業に分類される。

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容		意	見	等		理	由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-88	総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス	7299	説明文	7299 他に分類さ ○例示に「ISO認 だきたい。	れない専 証業」、「I	門サービ ISO認定	`ス業 業」の追加を検討いた	り審査を行う認定を受い を追加いただきたい。 ISO認証はISOが認記	けた認証機関 正する国際標 的な規模での	(得を行っており、認定機関よ (審査機関)について、例示 準化規格のことで,各種規格)交流を助長するとともに企業 したもの。	第7回	総務省	内容例示に「国際規格審査業」を追加する。	【明確化するため例示を追加】 「ISO認証業」、「ISO認定業」は7299に分類されるため。 なお、例示については生産物分類を参考に「国際規格審査業」として 追加する。
B-89	総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス	7299	説明文	「7299 他に分類償コンサルタント			-ビス業の○例示に「補 いただきたい。	建物や工作物を調査し せないように移転方法 i 補償額を算定する。ま 振動・地盤変動等によ 定する。	ンて、住んでい 、移転先を考 た、事業の施 る事業損失に	として提供される土地にあるいる人たちの生活機能を失わる人たちの生活機能を失わ慮し、移転又は損失による工に伴って発生する騒音・工に伴って発生する騒音・ に関する調査及び損失額を算られるため、追加を検討いた	第7回	総務省	現行通りとする。	補償コンサルタント業は、「補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号)」より公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務の受託又は請負を行う者をいう。8つの登録部門があり、一部又は全部について登録を受けることができる。ただし登録の有無に関わらず、補償コンサルタント業は自由に行うことができる。上記規程の補償コンサルタント業は、「公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務」を目的とした様々な事業が含まれるので、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため、事業所ごとに主要な産業により分類される。
B-90	総務省	L 学術研究, 専門・技術 サービス業	7299	説明文	「著作権等管理載していただきた		ついて、言	说明表記や例示等を記	の)に基づき、著作物の 行う事業(著作権等管 号))であり、委託者に	の利用の許諾 理事業法(平 代わり、著作特 るが、説明表記	約(取次ぎ又は代理によるも その他の著作権等の管理を 成十二年法律第百三十一 物の利用許諾、使用料の徴 記や例示等を記載することに 確になるため。	第7回	総務省	現行通りとする。 なお、著作権管理業(委託者との信託契約又 は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基 づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等 の管理を行う事業)は「7299 他に分類されない 専門サービス業」に分類される。	著作権管理業は事業者数が少ないため、例示追加は見送ることとする。 「文化庁 著作権等管理事業者登録状況一覧(令和3年11月1日現在)(全28事業者)」 また、知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA(EU の生産物分類)及びCPC(国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることとする。
B- 109	総務省	P 医療,福祉	8369	説明文	8369 その他の医 ○例示に「読影業				から所見を行う。治療の 「8369 その他の医療に	のために診断 こ附帯するサー	ローなど様々な画像検査結果 を行っていることから ービス業」と考えられますが、 、○例示に追加していただき		厚生労働省	現行のままとする。	「読影業」はその定義・範囲が不明確であり、例示に加えるべきでない。 また、医行為を行う場合は、原則として医療機関で行われる必要性があり、必ずしも「8369 その他の医療に附帯するサービス業」に該当するものではなく、「8311 一般病院」等に該当することもあることから、例示としては適当とは言えない。 さらに、「遠隔画像診断」処理を行う事業者数・市場規模を含め詳細は不明である。
B- 111	総務省	P 医療,福祉	8492	説明文	「違法薬物の検査 8492 検査業と考 またその場合、〇	えるが問題	題ないか		現状記載がないため、 を明確に示していただ	説明表記や値	列示等を記載することで分類	第8回	事務局 (厚生労働 省)	現行のままとする。	違法薬品の検査業は属する分類が明確ではないため、例示には記載しない。 なお、当該事業所の分類は、対象となる薬品や使用対象によって個別に判断するべきと考えられる。
B- 112	総務省	P 医療,福祉	8531	説明文	る分類について、 たい。 ① 家庭的保育 ② 小規模保留 ③ 居宅前所内保育 ⑤ 事間時預かり事 ⑥ 病児保育 *児童福祉法(昭	説明表記 事業(児童 果育事業(児業 子ど児童 に業(児童福 の一十二	己や例示 電福社法 (児童福で法等 (児童祖社法 (児童祖社法 (別章祖社法 (別章祖社法 (日本社 (日本 (日本社 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	第6条の3第10項) 出法第6条の3第11項) 出法第6条の3第12項) 爰法第59条第2号) 56条の3第7項) 5条の3第13項)		ため、説明表言)。	記や例示等を記載することで	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて一部修正する。	(第8回検討チームにおいて提出済み) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所については、「8531 保育所」に例示を追記し、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所については、「8539 その他の児童福祉事業」に例示を追記する。 延長保育事業(※)や一時預かり事業、病児保育事業については、実施場所が保育所に限定されておらず、一律に例示として追加することは不適当であるため、例示の追加は行わない。 (第9回検討チームにおいて追記) ※左記意見⑤に記載のある「時間外保育」(子ども・子育て支援法第59条第2号)と、「延長保育事業」は必ずしも同一ではないが、「時間外保育」は事業そのものを指しているのではなく通常保育外の保育を指しており、「時間外保育」を受けた際に保護者が支払うべき費用の全部又は一部の助成を行うことにより必要な保育を確保する事業を「延長保育事業」という。 以上を踏まえ、「延長保育事業」について回答する。

通番	提出テ	大分類	分類番号等	内容	意	見	等	理		由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B- 12:	厚生労働	M 宿泊業,飲 食サービス業		説明文	「7599 他に分類されな 「会社の寄宿舎」、「会社の していただきたい。			似した活動として細分類「75	599 他に分 学生寮等の 「及び産業」 でいる。産	の主たる役割は住居の提 連関表の部門分類では住 業分類においても同様に	第7回	厚生労働省	7599の「他に分類されない宿泊業」における 現行の○例示である「会社の寄宿舎」及び「会 社の独身寮」を「法人用社宅・独身寮」に修正す る。	御指摘の「会社の寄宿舎」等は、当該会社に属する者の生活拠点 (住居)を指すことが一般的であり、旅館業法の営業許可(不特定の者の宿泊等)を必要とするとは判断し難い。このため、宿泊業の例示から削除し、それらを大分類K-不動産業、物品賃貸業の「692貸家業、貸間業」に移動することを検討したが、「会社の寄宿舎」等は、当該会社の福利厚生や労働契約の一環として提供される住居であることがほとんどであり、一般的な賃貸借契約とは異なる形態により住居が提供されていると言える。 他方、法人向けの社宅業務の代行等を行う企業が一定程度あると考えられるので、現在の分類構成も考慮した上で、それらを現行の細分類「7599他に分類されない宿泊業」へ位置付けることが適切であると考えられる。 この際、社宅としての寄宿舎はかなり減少してきていると想定されるので削除し、一般的に使用されてより包括的な表現である「社宅」に修正する。また、法人向けの社宅業務等を行っている企業が当該分類に該当することを明確にするため、現行の「会社の」から「法人用」へと修正する。なお、独身寮も同様の考えである。
B- 155	国土交迫	R サービス業 i省 (他に分類 されないも の)	9299	説明文	「9299 他に分類されない例示に、コンベンションの1ベンションの企画・運営業	è画·運	営サービスを行う「コン		等の誘致は に 等の で 等の が さい で られて に な 専 する 上 進 す る と し し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、	の促進及び開催の円滑化 律】(平成六年法律第七十 なび開催を促進している。 運営業は、日本標準産業 5展示会(見本市を含む)の 裁を有し、わが国における国 では欠かせない業である。 社/団体) 営業は46社)	第8回	国土交通省(総務省統計局)	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」を追加する。	「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」は、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定(今後、改定予定))等の国策により国際会議等の誘致及び開催を促進していることから政策上の重要性が高い産業といえる。また、2019年の国際会議の市場規模は3,573億円(※)と一定程度の規模があるが、現行産業分類には明確な分類がなく産業規模の把握に支障を来しかねない。以上を踏まえ、産業の位置付けを明確化するため、9299の内容例示に追加する。※観光庁令和2年度MICE総消費学等調査事業より